

文 漢 体 変

著 明 岸 峰

国語学叢書 11

東京堂出版

第六章 変体漢文の文法

この章では、先ず、変体漢文の文法の概要を略説し、次いで、その特色について論述することとしたい。尚、記述の対象とする資料は、文字・語彙におけると同様に、古記録、殊に『御堂関白記』の文章を主とし、適宜、他の文献のそれを加えて述べる。

第一節 文法の概要

1 記述の対象

変体漢文の文法に関しては、主として構文に関わる事項について記述する。従って、その対象となる語は、名詞のうち、その語義が稀薄となり、文構成に直接関与する職能を有することとなった形式名詞、文と文、又語と語などを接続する職能を有する接続詞、文構成又文の陳述に重要な職能を有する助詞・助動詞などである。指示の職能を有する代名詞・副詞についても、併せてここに記すことにする。

2 形式名詞

ここに形式名詞と言うのは、上に具体的内容を述べる連体修飾語を承けて、その名詞の語義が

一般化・抽象化し、構文的職能に関わる程度に止まるものとなり、それら連体修飾語を承けて全体で名詞句となって文構成に直接関与するものである。変体漢文、殊に古記録では、そのようなものとして「間・際（アヒダ）」「内（ウチ）」「上（ウヘ）」「趣（オモムキ）」「状（カタチ）」「事（コト）」「為（タメ）」「次（ツイデ）」「条（デウ）」「時（トキ）」「所・処（トコロ）」「中（ナカ）」「後（ノチ）」「程（ホド）」「前（マヘ）」「旨（ムネ）」「様（ヤウ）」「由（ヨシ）」などがある。ここには、その構文上の職能に注目して、それぞれの特徴を示す用法を主に述べる。

主語・述語・客語・補語など、格関係に関わる職能で用いられる名詞句を構成する形式名詞には、「趣」「状」「事」「条」「所」「旨」「由」などがある。

「趣（オモムキ）」既有可許之趣、（小右記、永祚元年二月二十日）

是從院可被申之趣、（同、永祚元年十月十九日）

早朝奏大相国報奏之趣、（同、天元五年二月五日）

「状（カタチ）」仍顯光奏以上藤可令行之状、（小右記、永祚元年十二月二十七日）

「事（コト）」從馬留大路相去事甚遠、（御堂関白記、長和五年三月七日）

可有慶賀之事、（小右記、永祚元年二月二十一日）

「条（デウ）」祈申之後可候之条、何難有乎、（後二条師通記、康和元年二月八日）

「所（トコロ）」件人々不云消息、只所来也、（御堂関白記、寛弘元年三月十三日）

御覧從大宰所、猷雨米・涌出油等、（同、長保元年三月七日）

「旨（ムネ）」昨日関白之被奏之旨、今朝経奏聞、（小右記、長徳元年四月五日）

「由（ヨシ）」左右白馬可覽由、先日諸卿定申、（御堂関白記、長保二年正月七日）

連用修飾語の職能で用いられる名詞句を構成する形式名詞には、先ず、空間上、時間上の情況を示すものを挙げることができるが、それらには、「間・際」「内」「次」「中」「後」「程」「前」がある。

「間・際（アヒダ）」大將取盃間、一座六人部仲信立座、（御堂関白記、寛弘元年二月五日）

。僧事年来之際、不快、（御堂関白記、寛弘元年三月九日裏書）

「内（ウチ）」自下僧兩階、王卿從下西對、列立之内、音声舟於堂南発物声、（御堂関白記、寛弘元年五月二十一日）

「次（ツイデ）」被仰雜事之次、令問昨日貢馬事等、（小右記、寛和元年四月二十五日）

「中（ナカ）」左大臣於陣被定申雜事之中、伊勢国維衡致頼等合戰事、可召国司重可遣召維衡致頼之由宣下、（権記、長徳四年十二月二十六日）

「後（ノチ）」以齊信朝臣被申事由後、於中門從御興下給、（御堂関白記、長保元年三月十六日）

「程（ホド）」事了還程、山東口雨降、（御堂関白記、長和二年十二月二十二日）

「前（マヘ）」不出御之前、以晴明令奉仕御禊、（小右記、永祚元年正月七日）

次に、述語に対して、利益・目的・原因などを示してその叙述内容を限定するものに、「為」がある。

「為(タメ)」為家人、芳心不変、(小右記、寛弘八年三月二十二日)

為、申此由、晩景參殿、(同、寛和元年正月五日)

園地下葉殿藥生男為人被害、(御堂関白記、長和五年十二月二十八日)

同じく様態を示してその叙述内容を限定するものに、「様」がある。

「様(ヤウ)」如然之事可宜之様、可被申行、(小右記、寛弘八年七月八日)

次など、会話文引用の「様(ヤウ)：者(トイヘリ)」の「様」も、文法上は、右に準じて説明されるべきものであらう。

。命給様、宮不快、左大臣任心者、(御堂関白記、寛仁元年八月六日)

更に、形式名詞によって構成される名詞句が述語に対して連用修飾語の關係から並立語乃至接続語の關係に移行したかと見られる職能で用いられることがある。この場合、形式名詞は、その名詞の語義が一層稀薄化し、接続助詞と同様の用法を有するに至る。そのようなものとして、後件が前件に添加することを示す「上」、前件と後件とが継続の事態、又後件が前件における事態の展開であることを示す「処」などがある。

「上(ウヘ)」懷忠朝臣為左中弁之上、又行装束事、(小右記、天元五年正月十日)

「処(トコロ)」昨日令召問使者使小舍人茂真之处、所申不詳、(小右記、永延元年四月六日)

而被尋前例处、去永観例如此、(御堂関白記、寛弘三年十二月二十九日)

「間」にも前記の如き用法の外に、前件が後件の原因・理由であることを示す用法が生ずる。

「間(アヒダ)」東宮雜事不閑間、可然^{イマ}冷旨等未下、(御堂関白記、寛弘八年六月十三日裏書)

3 代名詞

古記録の文章で容易に求め得る人称代名詞は、「我(ワレ)」「余(以上、一人称)」「汝(ナムデ)」(二人称)・「彼(カレ)」(三人称)・「誰(タレ)」(不定称)などに過ぎない。又、指示代名詞には、「之・此・是(コレ)」(近称)・「其(ソレ)」(中称)・「彼(カレ)」(遠称)・「何(ナニ)」(何(イズレ)) (以上、不定称)が一般に使用されるが、それらが単独で使用される事例は必ずしも多くなく、普通には、連体詞相当、即ち、連体修飾語の職能を持つ「此(コノ)」「其(ソノ)」「彼(カノ)」など、名詞を下接させる形式で表現される。尚、この形式には「件(クダソノ)」もあって、これは、記録体の特色を形成する。

1、人称代名詞 人称代名詞のうち、一人称のそれには次などがある。

「我(ワレ)」其次我、授念数座主、(御堂関白記、寛弘六年五月十七日)

源中納言与我、示有由、(同、寛弘五年三月十五日)

「余」余奏之、(御堂関白記、寛弘二年正月十六日)

御出後召余、(同、寛弘七年正月十五日)

余并右府・内府一兩上卿有禄物、(同、寛弘二年正月二日)

その連体修飾の職能には、「我(ワガ)」の使用を見る。

「我(ワガ)」是我、君達也、(御堂関白記、寛弘四年四月二十六日)

これは又、複文中の主格にも用いられる。

是我所奉也、(御堂関白記、寛仁二年四月二十一日)

その複数形には、「吾等(ワレラ)」が存する。

「吾等(ワレラ)」吾等、是此山領主丹生高野祖子兩神也、(寛弘元年九月二十五日付太政官符案、

前田家本高野寺縁起所収、平安遺文四三六)

二人称の代名詞は、次などを求め得るに過ぎない。

「汝(ナムヂ)」仰云、汝可定申者、(小右記、寛和元年五月二十九日)

その連体修飾の職能には、「汝(ナムヂガ)」が用いられる。

而汝家有馬場、(御堂関白記、寛弘三年八月二十九日)

三人称の代名詞には、次が用いられる。

「彼(カレ)」法橋扶公是為元興寺別当无能治者也、以彼可被兼補、(御堂関白記、寛弘二年七月十七日)

その複数形には「彼等(カレラ)」が存する。

「彼等(カレラ)」件兩人有奉仕寺、…彼等奉仕寺、可申注由仰広業了、(御堂関白記、寛弘三年

十二月二十九日)

不定称の人称代名詞には、次がある。

「誰(タレ)」云景理者誰哉、(御堂関白記、長和元年八月三日)

以誰令聞、(同、寛仁元年八月四日)

又、右で、下に名詞「人」「弁」などを伴って全体一単語相当の職能で使用される連語がある。

誰人所申哉、(小右記、永観二年十二月十四日)

以誰弁可為行事、(御堂関白記、長和五年八月三日)

この場合、「誰」字は、名詞「人」「弁」自体が不定であることを表わす語の漢字表記に使用されたものである。漢字表記語「誰」とそれら名詞とは同格の關係に立つものであって、それら名詞は、「誰」の属格にあるものではない。従って、右の「誰」字は連語「たれの」を表記したものであろう(仮名文学作品などの仮名表記例に依ると、属格の場合には「たが」が用いられる)。尚、この表現形式は、漢文訓読語・仮名文学語ではその例を求めることが容易ではない。尚、次は、連語「たそ」の表記に使用された事例であらう。

。余問云、誰、(小右記、永祚元年四月十四日)

かように、変体漢文には人称代名詞の種類とその使用例が乏しいのであるが、これは、その記事の内容と共に、漢文体という文体の枠内で、和訓の定着した漢字を利用している漢字表記語という、限られた範囲の語彙の中で、用語選択を行なわなければならないという、その表記・文体の事情に基づくものであろう。

2、指示代名詞 指示代名詞のうち、近称のそれには次がある。

「之・此・是・玆・斯(コレ)」。西時宣命、右府行之、(御堂関白記、長保二年二月二十五日)

衆人所感只在之、(同、寛弘二年十二月九日)
仍以此相替之、(同、寛仁元年十月十七日)
其後又見之有之、(同、長和四年四月十日)

。又勝算申園梨事已久、今被下之、此不下必人有恨歟、(御堂関白記、寛弘五年六月十六日)
此候僧等皆給布施絹、各有差、(同、寛弘八年六月十九日)
從此参内、(同、寛弘三年正月十六日)

以此知自然孕也、(同、長和四年四月十日)

。卯時有雨氣、是從夜部有氣也、(御堂関白記、長保元年二月二十七日)

仁字是諱字也、(同、寛弘元年七月二十日)

多武峯申去廿三日恠是歟云々、(同、寛弘元年九月三十日)

而不忌彼、忌是事奇事也云々、(同、長和二年六月二十七日)

。自茲以前右大将被参齋院、(小右記、永祚元年四月二十三日)

。人愁無過斯、(御堂関白記、寛弘七年九月二十一日)

その表記に供される各字については、右掲のところからも察知できるように、その用法に差異があるが、それは用字上の問題であって、第五章第二節第1項で述べたところに譲ることとする。その連体修飾の職能には、「此・是(コノ)」の使用を見る。

「此・是(コノ)」。此日土御門新馬場初馳馬、(御堂関白記、長保元年二月二十日)

。聞是事経日來由被仰、(御堂関白記、長和四年六月十四日)
その複数形には、「此等・是等(コレラ)」がある。

「此等・是等(コレラ)」。此等失也、(御堂関白記、寛仁元年正月一日)

。是等非本意也、(御堂関白記、寛弘元年九月七日)

中称の指示代名詞には、次がある。

「其(ソレ)」加又祭日是欠日、其以前有此事、(御堂関白記、寛弘四年十一月五日)
遠称の指示代名詞には、次がある。

「彼(カレ)」以彼思之、可在来月也、(御堂関白記、長和四年六月二十七日)

彼宮進藤原惟通・右近将監藤原永家爵給云々、惟通彼臨給、(同、長保二年二月十一日)
その連体修飾の職能には、「彼(カノ)」「件(クダンノ)」が使用される。

「彼(カノ)」陽明門有数百人、宇佐宮愁人、或見物者也、彼宮男子・僧多参、(御堂関白記、寛弘元年三月二十四日)

「件(クダンノ)」仍以件令解除、(御堂関白記、寛弘七年八月二十四日)
その複数形には、「件等(クダンラ)」がある。

「件等(クダンラ)」被仰云、件等事可仰左大臣者、(小右記、天元五年二月十七日)
但し、この語は、通例連体修飾の職能で用いられる。

不定称の指示代名詞には、次などがある。

「何(ナニ)」被奏云、前日奏聞具趣、今重有此仰、又更何申、左右随勅命者、(小右記、天元五年二月七日)

「何(イヅレ)」南方隔雲高有火、何所不知、(御堂関白記、寛仁元年六月二十二日)

これらは、多く疑問・反語の表現に用いられる(但し、右掲の例では、前者は反語、後者は不定の事例である)。因に、前者には尚、それを造語成分とする名詞「何事(ナニゴト)」・副詞「何(ナンゾ)」などがあつて、疑問・反語の表現に使用される。

。諸卿申云、有法家勘申事、此外何事申哉、只随勅定者、(御堂関白記、寛弘四年十二月二十五日)

。於家辺有^(ナリ)然有事時者、何吉事有哉、(同、寛弘三年七月十二日)

尚、疑問・反語の表現形式には副詞「如何(イカン)」によって構成されるものもあるが、これらについては、第二節で述べることにする。

これら指示代名詞のうち、中称「其(ソレ)」・遠称「彼(カレ)」は、その使用例が必ずしも多くない。それらに相当する表現には、一方に「彼(カノ)」・件(クダンノ)十名詞」が存するのである。古記録など、変体漢文には事態を明確に指示、又分析的に描写しようとする記述態度が窺えるのである。

4 副詞

副詞のうち、ここには、前件、時に後件を指示する機能を有する指示副詞について述べる。こ

れには、大別「此(カク)」系と「然(シカ)」系とが存する。

「此・是(カク)」。此定之間、夜深丑二廻事了、(御堂関白記、長保元年九月二十四日)

雖後日又々如此、(同、寛弘元年六月八日)

。数年間未如是、(御堂関白記、長和二年十一月十六日)

「而・然(シカ)」。奏云、而思御座者非可申案内、…(御堂関白記、長和二年六月二十三日)

。答然也、(小右記、寛弘二年十二月十七日)

若有^(ナリ)然、僧故并寺家上藤僧綱・已講等可致用意、(御堂関白記、寛弘三年七月十二日)

「云々(シカジカ)」如云々、修理大夫五節夜部参宣耀殿、(御堂関白記、長和元年十一月二十日)

「然(シカ)」系の語には尚、それを造語成分とした動詞「然(シカリ)」があつて、次などの如くに用いられる。

。而近代不然、(御堂関白記、寛弘元年三月九日)

。可然、殿上人等来、(同、長保元年五月六日)

尚、右から派生した接続詞「而(シカルニ・シカルヲ)」「雖然(シカリトイヘドモ)」「然而(シカレドモ)」などもあるが、それらの記述は、次項に譲る。

5 接続詞

古記録など、変体漢文の文章に用いられる接続詞には、語・句・文それぞれを接続するものが共に存する。又、その接続の内容について見ると、大きく順態接続と逆態接続とが区別できるが、

その順態接続には並立・添加・選択・条件（假定・確定）などの用法の事例を求めることができる。尚、一般には逆態接続とされるものの中で、ここには、軽く話題を転ずる「転接」とでも称すべきものを特に区別したい。

1、語の接続 語の接続に用いられる接続詞には、「或（アルイハ）」「及（オヨビ）」「并（ナラビニ）」などがある。このうち、「及」「并」両語は、並立の関係を示す接続に使用される。

「及（オヨビ）」余及他人と不出、（御堂関白記、寛弘二年正月十六日）

「并（ナラビニ）」余并右府・内府一兩上卿有禄物、（御堂関白記、寛弘二年正月二日）

このうち、後者の使用が一般的である。これら二語に対して、「或」は、選択の関係を示す接続に使用される。これには、名詞・動詞などを接続した事例が存する。

「或（アルイハ）」所見人或上卿、或五位已上・下人数多、（御堂関白記、寛弘二年九月五日）

衆人或感、或憐、（同、寛弘三年八月一日）

2、句の接続 句の接続に用いられる接続詞には、「或（アルイハ）」「并（ナラビニ）」「又（マタ）」などがある。そのうち、「并」は、並立の関係を示す接続に用いられる。

「并（ナラビニ）」従大貳許并伊与守許有消息、（御堂関白記、長保元年七月二十九日）

即参大内并参東宮、（同、寛弘四年八月十四日）

又、「又」は、添加を示す接続に用いられる。

「又（マタ）」防河新水落見、并見琬光寺・清水寺等修治、又見靈山寺、（御堂関白記、寛弘元年

三月十二日）

更に、「或」は、選択の関係を示す接続に使用される。

「或（アルイハ）」陽明門有数百人、宇佐宮愁人、或見物者也、（御堂関白記、寛弘元年三月二十四日）

而或奉仮文、或申不能由、（同、寛弘四年十月二十六日）

3、文の接続 文の接続に関わる接続詞は、その接続内容から、先ず、順態接続と逆態接続とに二大別することができるが、そのうち、後者からは、更に転接を区別したい。尚、この外に、発語の職能で用いられる接続詞もある。

(1) 順態接続 順態接続に用いられる接続詞には、並立・順次・添加・選択・補説・条件（假定・確定）などの用法の事例を求めることができる。

先ず、並立の関係を示すものには「并（ナラビニ）」がある。

「并（ナラビニ）」即令奏云、諸大夫若可有禄歟、并又饗等事随勅命可行者、（小右記、天元五年二月十七日）

順次の関係を示すものには「次（ツギニ）」がある。

「次（ツギニ）」乗尻等馳馬、次競馬、（御堂関白記、長保元年二月二十五日）

添加の関係を示すものには「加之（シカノミナラズ）」「又（マタ）」がある。

「加之（シカノミナラズ）」加之、過奉幣日参上、（御堂関白記、長和元年閏十月十四日）

〔又（マタ）〕院渡法興院給、又、中宮参内給、（御堂関白記、長保二年二月十一日）
 選択の關係を示すものには「或（アルイハ）」がある。

〔或（アルイハ）〕先例、或有内侍宣、々々藏人仰也、或有別当依内侍宣仰、或上卿仰弁、々仰史、々召志府生仰之、或大臣召官人仰、或上卿仰弁、（権記、長徳四年三月五日）
 補説の關係を示すものには「但（タダシ）」がある。

〔但（タダシ）〕昨日今日依物忌不他行、但人々被来、（御堂関白記、長和元年二月十九日）

確定条件の關係を示すものには「是以（ココロモテ）」「依之・依是・因之・因斯・因茲（コレニヨリテ）」「然・然者（シカレバ）」「故（ユエニ）」「仍・因（ヨリテ）」などがある。

〔是以（ココロモテ）〕行桂家、摂政・同道、或隨身手筈破子等、是以、無家儲、（御堂関白記、寛仁元年十月十二日）

〔依之・依是・因之・因斯・因茲（コレニヨリテ）〕。乗舟還、宇治水極少、依之、則忠宅許乗之、（御堂関白記、寛弘元年十月二十二日）

。上女房参中宮御、為女方致無礼云々、依是、上女方等被追放者、（御堂関白記、寛弘八年五月十一日）

。若虧重恐思不少、因之、不参大内、（御堂関白記、寛弘元年十一月十五日）

。被仰云、内膳経数日被渡時、隆方為行事之由、側所覚也、可相尋彼例歟、但令奏此旨、御氣色云、如此小事上卿相量可行之者、因斯案之、隆方之例忽可難尋、（帥記、承暦四年七月

二十三日）

。所見人或上卿或五位已上・下人数多、因茲、不令奏証人、（御堂関白記、寛弘二年九月五日）
 〔然・然者（シカレバ）〕加之行成藏人頭有勞、然、則任参議亦以有先例、（権記、長徳四年八月十六日）

大監物輔範身勞廿年也、然、以院判官代可任者、（御堂関白記、長和二年四月二十七日）

。明日可候奏、而御物忌云々、然者出陣可行申文之事、（権記、長保四年五月一日）

〔故（ユエニ）〕而今年有旱魃事、仍於参給大事也、故停給也、（御堂関白記、寛弘元年八月二十二日）

〔仍・因（ヨリテ）〕。此間太皇太后宮大夫来、仍一疋志、（御堂関白記、長保元年十月十九日）

。依出憐、因入件経久、（御堂関白記、寛弘元年三月二十九日）

因に、仮定条件の關係を示すと見られる事例を古記録に求めることは、困難である。これは、その文章が事実の記述を宗とするものである故であらうか。

〔2〕逆態接続 逆態接続に用いられる接続詞には、「雖而・雖然（シカリトイヘドモ）」「然而（シカレドモ）」がある。

〔雖而・雖然（シカリトイヘドモ）〕。是故殿大北方墓所傍也、雖而未一定、（御堂関白記、寛弘八年六月二十八日）

。去春大赦是非常也、雖、然、御慎重、尤吉事、（御堂関白記、寛弘四年六月十六日）

「然而（シカレドモ）」從昨夜有咳病氣、然、而依殊事不御座御出、（御堂関白記、長保元年三月十六日）

(3) 転接 前文までの叙述から話題を転じて、それとは別の事件・事態を後文で述べる場合、後文の文頭に用いる接続詞を「転接」と称したい。そのようなものとして、「而間・然間（シカルアヒダ）」「而・然（シカルニ・シカルヲ）」がある。しかし、前者は順態接続的、後者は逆態接続的な職能で用いられると見られる。

「而間（シカルアヒダ）」。為参内為束帶、参御前、而間御惱極重、（御堂関白記、寛弘八年六月十四日）

。太上皇・太后共御栢殿有遊覽之興、然、間、除書出来覽之、急、還御本殿、被問御門云々、（貞信公記抄、天慶九年九月十七日）

「而・然（シカルニ・シカルヲ）」。時、雨降、而、晚景天晴、（御堂関白記、寛弘七年正月十五日裏書）

。右府輕服也、然、其裝束極奇、香染下重・同色唐平緒、所未見裝束也、（御堂関白記、寛弘元年七月二十日）

(4) 発語 文・文章の冒頭にあつて、所論を説き起こしたり、話題を始めて提示したりするために、使用される接続詞には、「爰・於是（ココニ）」「抑（ソモソモ）」「夫（ソレ）」などがある。

「爰・於是（ココニ）」。而所勘申各異、爰、中使式部大輔藤原菅根就陣頭伝云、…者、（権記、長

保元年十二月五日） ※外記勘文の引用

。是時天皇為祖母太皇太后喪服有疑未決、於、是、令諸儒議之、（権記、長保元年十二月五日）

※外記勘文の引用

「抑（ソモソモ）」…但入給冷泉院御戸、仍可申從父兄弟、其服七日箇日歟、可無事忌者也、抑拾遺納言親昵人也、…（小右記、寛弘八年七月一日）

「夫（ソレ）」夫文章院者、国子学之流焉、…（本朝文粹卷第八、詩序・八月十五夜於文章院对月同賦清光千里同）

…車中能被廻思慮可及奏聞也、夫、改元大赦等事于今未被行、世間為奇云々、…（権記、長徳四年七月十四日）

尤も、文章の冒頭にある事例は、その使用例が詩序・願文など、純漢文の文章に偏るようである。右には、参考までに、そのような例を加えて示した。尚、文章中にある事例について、前文と後文とを接続する接続内容は、上述、転接のそれに近い。

6 助動詞

古記録など、変体漢文で漢字表記語として文章中に表記された助動詞には、使役「令（シム）」・受身「被（ラル・ル）」・待遇「給（タマフ）」「御（オハシマス）」「奉（タテマツル）」「侍（ハベリ）」・完了「了（ヲハンヌ）」・推量「可（ベシ）」・否定「不（ズ）」・断定「也（ナリ）」・比況「如（ゴトシ）」などがある。

1、使役の助動詞 「令(シム)」は、主に使役の表現に使用される。

「令(シム)」依之以道方朝臣令奏事由、(御堂関白記、長保元年九月十八日)

「給(タマフ)」を伴う連語「令：給(シメタマフ)」は、最高の尊敬表現に用いられるが、その「令」は、右の用法の転じたものと見られる。

。夕方可令出家給有仰、(御堂関白記、寛弘八年六月十四日)

2、受身の助動詞 「被(ラルル)」は、受身・尊敬の表現に使用される。

「被(ラルル)」。件瀬上達部平張為風被吹倒、(御堂関白記、寛弘元年二月十九日)

出間人云、前駈治部丞致光從者為放見被擲者、(同、寛弘二年九月四日)

。早可被召問者也、(御堂関白記、寛弘元年正月十一日)

。早朝以左頭中将令奏大極殿御読経可被延由、(同、寛弘元年八月九日)

後者の尊敬表現は、朝廷など、公的機関の行為に対する尊敬の場合に、多く使用され、その敬意の度は、後述の「給(タマフ)」よりも低い。

3、待遇の助動詞 「給(タマフ)」は、尊敬の表現に用いられる。

「給(タマフ)」右府・内府着給、(御堂関白記、長保元年二月九日)

前述のものをも含めて、その敬意の度は、「被」「給」「令：給」の順に高くなる。この外に尚、天皇・上皇などの行為には、「御(オハシマス)」に依る尊敬の表現が存する。

「御(オハシマス)」事了入御、(御堂関白記、長和元年十一月二十三日)

御西対後渡御、(同、長保元年三月十六日)

亥時許還御本院、(同、長保元年八月二十一日)

先の中で、これに相当する敬意の度を有するものは、「令：給」ということになる。

「奉(タテマツル)」は、謙譲の表現に用いられる。

「奉(タテマツル)」明後奉求神鏡、破損給、(御堂関白記、寛弘二年十一月十五日)

「侍(ハベリ)」は、丁寧の表現に用いられる。

「侍(ハベリ)」其間炬屋辺犬死見付侍也申、(御堂関白記、長和四年九月五日)

4、完了の助動詞 助動詞を含む連語「了・畢・訖(ヲハンス)」は、一語の助動詞の如くに、完了の表現に用いられる。

「了(ヲハンス)」而即晴了、(御堂関白記、長保元年二月九日)

「畢(ヲハンス)」自余皆悉斃畢云々、(小右記、永祚元年八月十四日)

「訖(ヲハンス)」雖出居不候被始行訖、(権記、長徳四年三月十六日)

5、推量の助動詞 「可(ベシ)」は、推量・当然・意志などの表現に用いられる。

「可(ベシ)」。参中宮御方、来月可有行幸由被仰、(御堂関白記、長保二年二月十四日)

などは、推量の表現に、

。可出中院、而從夜雨降及亥時、仍停止、(御堂関白記、寛弘元年十一月十七日)

などは、当然の表現に、

。入夜従道方朝臣許、右大弁頭辭書持来、即返送、早可奏者、(御堂関白記、長保元年九月七日)

などは、意志の表現に用いられた事例と認められる。「須(スベカラク…ベシ)」は、陳述副詞を伴った、その当然の意の表現である。

。須退出、而候殿上、(御堂関白記、寛弘四年十二月二十六日)
意志の表現には尚連語「欲(ムトス)」も用いられる。

。為問大僧正欲行長谷、(御堂関白記、寛弘四年三月十九日)
6、否定の助動詞 「不(ズ)」は、否定の表現に用いられる。

「不(ズ)」此間上達部多来問、只大皇太后宮大夫一人不問来、(御堂関白記、長保元年二月二十九日)

又、陳述副詞を伴った否定表現に「未(イマダ…ズ)」がある。

。延可行由仰了、未其日定、(御堂関白記、寛弘元年二月九日)
尚、否定の表現には「非(アラズ)」に依る場合もある。

。以有衆望者可奏、不然者解文非可奏、(御堂関白記、寛弘元年三月九日)
これは、否定的な断定を表わす表現で、「不」が単なる否定の表現であるのと異なる。
7、断定の助動詞 「也(ナリ)」は、断定の表現に用いられる。

「也(ナリ)」仁王会来廿一日也、(御堂関白記、長徳四年七月十日)

8、比況の助動詞 「如(ゴトシ)」は、比況の表現に用いられる。

「如(ゴトシ)」月明如鏡、(御堂関白記、長保二年正月十三日)

古記録などの変体漢文では、これらの助動詞が漢字表記語としてその文章作成に使用されるが、そのような漢字表記の文章では原則としてこれらの外には他の助動詞の使用例を求めることは難しい。

。何等事侍覧、(後二条師通記、寛治三年正月一日)

などの「覧(ラム)」は、この日録独自の用語法を示すものと見るべきであろう。

ところで、それら助動詞の相互承接の順序を見ると、それらが相互に連接する場合、概略、後述の如き状況が窺える。先ず、次にその例を示す。

- 。以蓮聖可令進、(御堂関白記、寛弘三年七月三日)
- 。因茲不令奏証人、(同、寛弘二年九月五日)
- 。於射場令奏慶賀訖、(小右記、寛弘八年九月十八日)
- 。信実不被行追捕事、(御堂関白記、寛弘三年七月十五日)
- 。被付国宣旨了、(同、寛弘八年七月十一日)
- 。依勘文可被行、(同、寛弘二年十一月十五日)
- 。只今非可被納、(同、長和五年五月十八日)
- 。甚殊様非可送、(同、寛弘元年十一月十五日)

。而重申不可然也、(小右記、永祚元年五月五日)
 。彼朝座講師澄心可奉仕夕座也、(御堂関白記、寛弘七年三月二十日)
 即ち、これらに依ると、漢字表記語の助動詞は、

I 使役 「令」 受身 「被」

II 待遇 (1) 尊敬 「被」「給」「令…給」

(2) 謙譲 「奉」

(3) 丁寧 「侍」

III 当為 「可」

IV 否定 「不」「非」

V 完了 「了」「断定」「也」 推量 「可」

の如くに整理されるが、それらについてI→Vの順序に連接が行なわれるもののである。これは、「叙述」から「陳述」への構文上の語結合の様相を示すものと理解することができる。^(注1)尚、IIIの内部での連接は、(2)(1)(3)の順序である。

。奉^敬見若宮給、(御堂関白記、寛弘五年十月十六日)

。解文^敬可有免物様見給侍、(同、寛弘四年六月十二日)

又、それら助動詞の相互承接を通観すると、その殆どが二語連接のものであって、三語連接の事例は、「可」を含む漢文訓読系の語法に関わるものである。まして、四語以上の連接の事例は求

め難いのである。仮名文字作品の文章における助動詞・助詞の相互承接が複雑な様相を呈することは、知られているが、古記録における助動詞の相互承接には、それほど多様性は存しないのであり、更に助詞の連接を加えても、事態は同様と見られるのである。

さて、古記録など、漢字表記の文章に使用される助動詞の大半は、右に述べた如きであるが、只時に見える会話文中などにおける仮名表記の文中には、それら以外の助動詞の用いられた事例も存する。次に、その例を示す。

。早罷^{なり}、(御堂関白記、寛弘八年六月二日裏書)

。兵部卿親王^{内親王}枇杷殿おハしぬと云々、(同、長和四年十一月十三日)

。悦思^せ有^る気色、(同、寛弘八年六月十四日)

。帥来^したり、(同、寛弘元年六月九日)

。従有^て懇為^{こころ}之とやうこそ侍めるは、(小右記、長徳二年九月九日)

。有本意所為にこそあらめ、(御堂関白記、長和元年正月十六日)

。仰云、猶加むと思ふ、(同、長和二年六月二十三日)

。左衛門督云、夜部二星会合見侍りしと、(同、長和四年七月八日)

。只一人侍りけり云々、(同、長和元年三月二十四日)

かように、完了の助動詞「たり」「つ」「ぬ」「り」、推量の助動詞「む」「めり」、回想の助動詞「き」「けり」などの使用例を見るのであるが、それらは、会話文など、明確に語・語形の表示

を必要とする文章に見出されるもので、仮名表記の行なわれている箇所存するのである。しかし、それらの助動詞を一覧すると、構文上、叙述から陳述に向って述語の語結合の行なわれる、その線上で、それらは、叙述から陳述へ移行する、その途上に位置するものと見られる。先述、IからVの類別を再びここに利用して述べれば、それらは、Vに相当する段階のものである。併しながら、古記録におけるそれらの使用には限りがあって、仮名文学作品に一般に見られる「けむ」「らし」「まし」「まじ」「まほし」など、陳述の段階に属する助動詞の使用例は、容易には求め得ないのである。古記録における助動詞の使用は、主として叙述の段階に止まると言うことができる。このような助動詞の使用状況から見ても、古記録などの文章は、事実の叙述を宗とするものであると評することができようかと思う。しかして又、このような状況は、漢文体に共通するものと認められるので、上述の如き助動詞の使用は、変体漢文一般に及ぶものと見られる。

7 助詞

古記録など、変体漢文で、助詞に対応する漢字表記と認められるものには、次などが存する。先ず、「之(ノ)」「於(ニ)」「与(ト)」「從・自(ヨリ)」「以(ヲモテ)」は格助詞、次に「歟(カ)」「許(バカリ)」「は副助詞、更に「者(ハ)」「は係助詞、更に又「雖(トイヘドモ)」「乍(ナガラ)」「者(バ)」「依(ニヨリテ)」は接続助詞、「者(トイヘリ)」「云々(トウン／＼)」「乎・歟(カ)」「哉(カナ)」「耳・而已(ノミ)」は終助詞又はそれに相当する職能を有する語の漢字表記と認められる。しかして、それらはいずれも漢文の助字の利用されたものと見られるのであ

って、古記録などにおける助詞乃至それに相当する語の漢字表記は、この範囲を出ないようである。1、格助詞 格助詞、又はそれに相当する連語のうち、「之(ノ)」は、連体修飾の職能に用いられる。

「之(ノ)」 盃酒数巡之後、有糸竹之興、(小右記、天元五年正月二日)

因に、古記録などの漢文体の文章では、この格助詞「の」は、一般に無表記である。

。有盃酒興、(小右記、天元五年正月三日)

又、「於(ニ)」「与(ト)」「從・自(ヨリ)」「以(ヲモテ)」は、それぞれ連用修飾の職能で用いられる。

「於(ニ)」 今日院仰云、此般事為他人可無謗難、只在於吾者、(小右記、永祚元年二月十九日)

密々參於觀音院、(同、永延二年十月三日)

右府乍坐先示氣色於閑白、(同、正暦四年十一月十五日)

於戌時渡小南、(御堂閑白記、寛弘三年八月十九日)

これらは、位置・方向・時間などを示す。次は、「於(ニシテ)」の事例であろう。

。於御前有御遊、(御堂閑白記、長保元年三月十六日)

「与(ト)」 事与每相違、(御堂閑白記、長保二年二月十一日)

与女同車見物、(同、長保二年四月十五日)

皇太后宮北对与北屋間、少兒頭身一手一足付侍、(同、長和四年八月二日)

これらは、いずれもその前後の語句が並立の關係にあることを示す。

「從・自（ヨリ）」。「從昨夜有咳病氣、（御堂関白記、長保元年三月十六日）」

從内参院、（同、長保元年三月十日）」

。自戌時雨下甚、（御堂関白記、寛弘二年正月二十七日）」

自内有御使、（同、長保元年十月二十七日）」

これらは、それぞれ時間・空間上の起点を示す。

「以（ヲモテ）」。「以行成朝臣奉聞、（御堂関白記、長保二年三月十七日）」

以頭中将令奏、（同、寛弘元年二月二十二日）」

以女御可為皇后、（同、長保二年正月二十八日）」

以塩湯灑衆人、（同、寛弘四年八月二日）」

これらは、いずれも手段を示す事例である。

2、副助詞 副助詞「許（バカリ）」は、程度を示す。

「許（バカリ）」。「卯時許着馬場、（御堂関白記、長保元年二月二十八日）」

雪下三寸許、（同、寛弘元年十一月十四日）」

3、係助詞 係助詞「者（ハ）」は、提示を示す。

「者（ハ）」。「高頼者、件二人以前必難可被聴敷、（小右記、天元五年正月十日）」

為身若有無便事時者、可無事恐、（御堂関白記、寛弘三年七月十二日）」

特に著しい取り立てを必要とする提示には、「至…者（ニイタリテハ）」「於…者（ニオイテハ）」が用いられる。

。奏云、南殿・清涼殿如只今者、造出事甚以可難、雖然至于清涼殿者、彼日必可候遷宮事者、（御堂関白記、長和四年六月十四日）」

。於前駈者有其数、（御堂関白記、長和五年四月二十一日）」

尚、仮定条件の提示に用いられることもある。

。於家辺如然有事時者、何吉事有哉、（御堂関白記、寛弘三年七月十二日）」

。若可多者、可被扨応和例、（小右記、天元五年二月十七日）」

4、接続助詞 接続助詞、又はそれに相当する連語のうち、順態接続の職能を有するものには、

「乍（ナガラ）」「者（バ）」「依（ニヨリテ）」がある。

「乍（ナガラ）」。「夕暮参院乍立候、（御堂関白記、長保二年正月十三日）」

乍置所雑色・非藏人等被補件人事、当時所候藏人年若、又可任非藏人・雑色等年少、仍件

兩人頗年長、藏人宜者也、仍所補被耳、（同、寛弘四年正月十三日）」

前者は行為の同時進行を、後者は事態の同時併存を示す事例と認められる。この語は、その両件

を接続する職能を有するのである。

「者（バ）」。「聞入家事致用意者、有如此事哉、（御堂関白記、長和二年十一月二十日）」

若然者、偏可被安置敷、（小右記、寛弘二年八月二十一日）」

この語は、古記録では右の如く仮定条件を示すのに用いられる。

〔依（ニヨリテ）〕依及晩景、先馳御馬、（御堂関白記、寛弘元年十月十四日）

この語は、理由など、確定条件を示すのに使用される。

逆態接統の職能を有するものには、「雖（トイフトモ）」「雖（トイヘドモ）」があり、前者は仮定条件、後者は確定条件に用いられる。

〔雖（トイフトモ）〕縱雖有重科、有何事乎、（小右記、長和二年七月十二日）

この語には通常、右の如く、陳述副詞「縱・設（タトヒ）」が伴うようである。

〔雖（トイヘドモ）〕雖不候上達部使、以四位可被奉有定、（御堂関白記、長保四年七月九日）

5、終助詞 終助詞、又はそれに相当する連語のうち、「歟・乎・哉・耶（カ・ヤ）」は、疑問の意を示すのに用いられる。これには尚、疑惑・質問・反語の用法がある。

〔歟（カ・ヤ）〕是不知公事歟、若行人非其人歟、（御堂関白記、長保二年正月一日）

人臣之節豈如此歟、（貞信公記抄、天慶二年十二月二日）

〔歟（カ）〕は、文末にあって疑問詞を伴わず単独で用いられる場合、疑惑の意を表わすようである。尚、この用法では「歟」字の使用が一般的である。

〔乎（カ・ヤ）〕余問云、佐若候乎、（小右記、長保元年七月二日）

仰云、以誰人御唐櫃_を奉取乎、可問藏人、（殿曆、康和五年十一月五日）

有障之人必何参入乎、（小右記、寛弘二年正月十五日）

〔哉（カ・ヤ）〕明日姫宮御着袴、若参給哉、（御堂関白記、長和四年四月六日）

誰人所申哉、（小右記、永観二年十二月十四日）

被明日仰有何事哉、（御堂関白記、寛弘八年正月二十八日）

〔耶（カ・ヤ）〕而堂達職掌、若不悦耶、（宇多天皇御記、寛平元年九月十五日）

何以来耶、（同、仁和四年九月十七日）

〔哉（カナ）〕は、詠嘆の意を示すのに用いられる。

〔哉（カナ）〕臨此期悲哉々々、（御堂関白記、長和五年七月二十六日）

〔耳・而已（ノミ）〕は、限定の意を示すのに用いられる。

〔耳・而已（ノミ）〕。殊事不御、々咳病耳、（御堂関白記、長保元年三月二十日）

。為家人、芳心不変、仍致微志而已、（小右記、寛弘八年三月二十二日）

〔而已〕には、文中にあって副助詞の職能で使用されたと見られる事例もある。

。按察大納言一人而已参入、（小右記、正暦元年十二月二十四日）

文章中に文を引用する場合には、「者（トイヘリ）」と「云々（トウシノ）」とが用いられる。しかして、前者は会話・書状などのその引用に、後者は伝聞のその引用に主として使用されるようである。

〔者（トイヘリ）〕仰云、久不参、可参者、（御堂関白記、寛弘元年二月十六日）

戌時許有御書、有内御惱氣者、（同、長保元年三月二十日）

この語は、前例のように、上に陳述副詞「云（イハク）」と呼応して用いるのが普通である。

「云々（トウン／＼）」夜部所被奉送物被奉返、其詞云、人有志けるものと云々、…皆御書あり、（御堂関白記、長和二年四月十四日）

殿上人等参内後、女御々方来、有数献云々、（同、長保二年正月二日）

古記録など、変体漢文において、助詞又はそれに相当する連語の漢字表記と認むべきものは、概略以上の如くである。それらの外に、殊に古記録には尚、それらについて仮名表記の事例も存する。

〈格助詞〉。仰云、猶加むと思と、（御堂関白記、長和二年六月二十三日）

。敦康親王に、給別封并年官爵等、（同、寛弘八年六月二日裏書）

。承御心地非例由天久候、有憚天、早罷つる、（同、寛弘八年六月二日裏書）

。内おとゝの、右兵衛佐奉仕前駈、（同、長和元年四月二十一日）

。時太波事を被仰、（同、寛弘八年六月十五日）

。使者仁久るを、捕留給禄云々、（同、寛弘六年七月七日裏書）

〈副助詞〉。相府云、宮たに、脱給と云て脱衣云々、（小右記、長和三年十月二十六日）

。左衛門督など、登山、（御堂関白記、長和元年正月十六日）

〈係助詞〉。頭中将雅俊誰^礼、侍ヘル、（後二条師通記、寛治二年十二月二十一日）

。命云、有本意所為にこそあらめ、（御堂関白記、長和元年正月十六日）

。我も佐曾思、（同、寛仁元年四月二十九日）

。一伊と保之久なむ思、（小右記、長和元年五月一日）

。其有様は、二星各漸々行合、…（御堂関白記、長和四年七月八日）

。又云、…従有懇為之とやうこそ侍めるは、（小右記、長徳二年九月九日）

。是も依彼例可被行者、（御堂関白記、長和元年三月二十五日）

。此返給^{（ハル）}志らは、らに侍物も返や、奉出云々、（同、長和二年四月十四日）

〈接続助詞〉。承御心地非例由天久候^{（ハル）}、有憚天、早罷つる、（御堂関白記、寛弘八年六月二日）

。有仰親王事は、無仰とも奉仕事、恐申由可奏者、（同、寛弘八年六月二日）

。早立給れば不聞也、（同、寛弘八年六月二日裏書）

〈終助詞〉。大臣公卿被物故は知良ぬ物かと云々、（小右記、長和元年五月二十四日）

。或抑或叫云、殿下参登給^{（ハル）}、（同、長和元年五月二十四日）

。天皇以櫛刺斎王額、^{勅曰京方エ}赴給^{（ハル）}、（同、永延二年九月二十日）

。着はや、（同、寛弘八年十二月十五日）

。人有志けるものと云々、（御堂関白記、長和二年四月十四日）

但し、これら助詞の仮名表記例は、変体漢文としての古記録の文章全体から見れば、例外的に存するに過ぎない。漢文体のそれらの文章には、仮名表記自体稀なのである。古記録以外の変体漢文には、殊にその文体が純漢文に近いほど、その混入は一層稀である。

古記録など、変体漢文の文章表記から確認できる助詞又はそれに相当する連語は、主として先掲の如き漢字表記語であるが、しかし、それらは、その文章作成に使用された助詞の総てではない。このことは、先に連体格助詞について例示したところからも察知できるのであるが、尚、変体漢文の古訓点資料でこの類の語が先ずは加点の対象となることから理解できるであろう。一、例を挙げる。

○其由何者、昔斑足王子欲登^{ハシ}天位^{テンイ}、先敎^シ千王頭^{センワウド}、或太子欲奪^{ハス}父位^{フイ}降^セ、其父於七重之獄^{シチエウノク}（真福寺本將門記承徳三年点、三三行）

○謹言^{キンゴン} 来十五日石清水欲奉^{ムツ}十烈^{ジュウリツ}、弊所^{ヘイショ}八疋侍^{ハツパシ}、今二疋不足也、若候^{ハバキル}可然^{カニ}馬両疋被上^{マニツパシヘニカサ}給^{タマフ}者、尤所望也、雖有^{スレバモ}牽駒^{ケンコ}、疲極^{ヒキマキ}、非可^{ヘキ}充其用^{チウキヨウ}、殊賜^{シュキ}、惟^{タカ}鹽^{シホ}幸甚^{サイシキ}、不具謹言、（高山寺本

古往来院政期点、第四十六状）

○仍故戸部被参内之間、行成大納言^{サテナリ}時^{トキ}被^レ逢^{ユフ}、雲林院^{リンイン}南大門^{ナンダイモン}辺^ヘ被問云^レ、坐^マ何事哉^ニ、答云^ク、依^ヨ殿御使^{テンミ}参内也、重被問云^レ、何事哉、被答云^ク、難^{カタ}申事也者、（東松本大鏡卷第三裏書鎌倉中期点・花山院御覽賀茂祭事）

右に見る如く、それらでは、付属語・接辞・活用語尾などが先ず加点の対象になるのであるが、その殆どが漢文体の文章表記の表記面には漢字表記されないものなのである。しかして、これらは、表記様式が漢文体であるところから、記載せられなかったまでであって、その背後に想定される国語文には当然存したものと見なければならぬであろう。それらは、助詞について述べられ

ば、格助詞「が」「の」（以上、連体）「と」「に」「を」（以上、連用）、係助詞「か」「は」「も」、接続助詞「して」「て」「ば」などであって、文構成上、必要不可欠のものであり、又それ以上に多種類に亘るものではないようである。かかる点と併せて、係助詞「こそ」「ぞ」「なむ」「や」の使用を想定し得ないこと、又終助詞の使用が乏しく、漢字表記語以外の事例を求め得ないことなどを考慮すると、助動詞の項で述べた如くに、又助詞の使用の面でも、古記録など、変体漢文の文章は、叙述に傾くものと評することができよう。

8 助字の使用

古記録の文章にも、他の変体漢文におけると同様に、必ずしも特定の国語に対応するとは認められない漢文の助字と見るべきものが使用されている。文中に用いられる「之」字と文末に用いられる「矣」「焉」「之」「夫」各字がそれである。

「之」字が文中に用いられる場合、それは、名詞を修飾する語乃至句を受けて、それらが連体修飾の職能を有するものであることを示す。

「之」申云、天曆以来無延引之例、以往之例文書破損、不能引勸者、（小右記、天元五年正月十五日）

今夜可籠候御物忌之由、可廻仰之旨同申之、（同、天元五年正月二十五日）

「矣」「焉」両字は、いずれも文末に使用されるが、共に断言の句調を示すようである。

「矣」殿上人四五人不期会矣、（小右記、寛和元年五月二十二日）

心歎之至、莫過於斯矣、(後二条師通記、永長元年九月二十六日) ※外記勘文の引用

〔焉〕是中宮御七々日態於極樂寺修焉、(権記、長保元年十二月五日) 謹仰大師之明鑒、東西諸綱、大小共悉、普示山家之一衆、令琢松門之三輪焉、(天祿元年十月十六日付天台座主良源起請、廬山寺文書・平安遺文三〇三)

〔夫〕字は、詠嘆の語氣を示すのに用いられる。

。嗚呼悲夫。(権記、長徳四年七月七日)

尤も、これら、殊に「焉」字は、右の如き純漢文乃至これに近い文体に使用されるのが一般である。「之」字が文末に用いられる場合も同様である。

〔之〕摂政殿令渡宇治殿給之、(後二条師通記、寛治二年閏十月二十一日)

尚、変体漢文には一般に、純漢文に見られる「兮」字などの助字の使用、又助字の複合使用は、行なわれない。

〔兮〕雖一念兮、必感庇、(本朝文粹卷第十二、讃・西方極樂讃)

〔矣哉〕文之時義其大矣哉、(経国集卷第二十、策下・紀朝臣真象对策文)

注1 渡辺実『国語構文論』(塙書房、昭和46年9月)

注2 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会、昭和38年3月) 六三八頁以下。

第二節 文法上の特色

古記録の文章など、変体漢文は、語彙におけると同様、文法の面においても、漢文訓読語・仮名文学語という、複数の位相語の文法が混在し、その上に更に、それらとも異なる文法上の特色も存して、独自の文法体系を有している。しかして、それらの中で、漢文訓読語の文法がその基幹を形成していると認められるのであって、しかも、その文体が純漢文に近いものほど、文法の面でも漢文訓読語のそれが著しい。又、これを表記様式との関連で述べれば、原則として、記録体など、変体漢文本来の漢字表記の文章では漢文訓読語の文法が主に利用され、時に交用される仮名表記の文章には仮名文学語の文法に従う表現が多く見られる。

1 漢文訓読語文法の混在

変体漢文の文法の中で、漢文訓読語の文法に基づくものと見られるものには、次などがある。

名詞では、形式名詞「所(トコロ)」の用法にそれが求められる。

。是依輕服所示也、(御堂関白記、寛弘元年四月四日)

。御悲歎之余、非筆所及、(兵範記、久寿二年七月二十六日)

。所献昨日辞書今日返給者、(御堂関白記、長保元年九月八日)

代名詞では、主語を確定的に指示する「是(コレ)」などがある。

。件為重是、放免第一者也、(御堂関白記、寛仁元年二月六日)
 動詞では、「非(アラズ)」「似(ニタリ)」によって構成される、
 。事非可書尽、(御堂関白記、寛弘五年十二月二十日)
 如此間事等、非無奇思、(同、長和元年閏十月九日)
 。理義所申似非真、(御堂関白記、寛弘元年八月十四日)
 似無首尾、(同、寛弘六年九月八日)
 などの構文が挙げられよう。

形容詞では、「無・莫(ナシ)」によって構成される、次などの構文も同様であろう。

。人愁無過斯、(御堂関白記、寛弘七年九月二十一日)

。卿相以下莫不掩口、(権記、正暦三年四月八日)

但し、前例については、中国古典文では普通「莫於」が用いられるようである。

副詞については、「縦(タトヒ)」など、陳述副詞に訓読特有語の多いこと、既に第六章第二節第3項で見たところである。

。縦此度遣消息、又不承引敷、(御堂関白記、長和二年十一月二十日)

尚、「頃之(シバラクアリテ)」「就中(ナカンヅクニ)」「良久(ヤ、ヒサシ)」などは、漢文の用語を踏襲する表記で、副詞に準ずる連語の訓読語をその背後に有すると見られる。

。頃之参太相府、(小右記、天元五年正月二日)

。從春雨下乏、就中從去月十許日不雨下、(御堂関白記、長和元年八月八日)
 。待僧等列間、良久立、(御堂関白記、寛弘二年正月十四日)

次は、「頃之」に対応する、その訓読語を定訓によって漢字表記したものと認められる。

。有暫退出後、撤御座等、(御堂関白記、寛弘四年四月二十五日)

感動詞「嗟乎(ア、)」も、漢文訓読語のそれを踏襲したものであろう。

。嗟呼痛哉、(小右記、長保元年十月二十八日)

助動詞では、「欲(ムトオモフ・ムトス)」などと共に、

。為問大僧正欲行長谷、(御堂関白記、寛弘四年三月十九日)

又、「如(ゴトシ)」「可(ベシ)」に依る、

。件処先年到間又如此、(御堂関白記、寛弘八年二月二十三日)

。仰不可参入之由了、(小右記、長和三年三月十日)

などの語結合を挙げることができる。

助詞相当のものとして、「以(ヲモテ)」「雖(トイヘドモ)」「依(ニヨリテ)」「乎・哉(ムヤ)」など、

。以為時宿祢為使、(御堂関白記、寛弘八年二月二十三日)

。雖不候上達部使、以四位可被奉有定、(同、長徳四年七月九日)

。依夢想不宜不他行、(同、長保元年六月三日)

。何行事所に如此者聊ならん乎、(殿暦、康和五年九月三日)
 此外何事申哉、(御堂関白記、寛弘四年十二月二十五日)

又、助詞に準ずる連語として、「依…故」(ユエニヨリテ)などもそれとすることができよう。
 。地下諸大夫依可勤堂童子之故也、(兵範記、久寿二年七月三日)

尚、中国古典の文章中に見える助字の使用例もある。
 。殿上人四五人不期会矣、(小右記、寛和元年五月二十二日)
 。付藏規朝臣返事耳、(御堂関白記、寛弘元年二月九日)
 。上達下前高坏大弁以下皆執而已、(小右記、永祚元年四月二十日)
 仮名表記の文中にも、時に漢文訓読語の文法に従う事例が存する。

。不出行間委記に不能、(殿暦、康和三年十月四日)
 。為之簡けつらむこと如何、(同、康和五年九月二十六日)
 。職事仰云、列に候シメヨ、(同、康和五年十一月十七日)
 。義親を召取か為義家か所遣也、(同、康和四年二月二十日)
 。依御物忌不参入シテ、以藏人尋申事之子細、(同、康和五年三月九日)
 。次寝殿西面ニシテ講和歌、(同、長治元年四月二十四日)
 尚、「不逞…(ニイトマアラズ)」(「以(モテ)」などは、その源流を中国古典の文章乃至その訓読文に遡り得るものと見られるが、その使用が変体漢文、殊に記録体の文章において常套語

とも言い得るほどに一般化している。

- 。自余事不遑記事、(小右記、寛弘二年七月二十六日)
- 。依之不能参入、(御堂関白記、寛弘元年正月二十七日)
- 。甚以神妙、(同、寛弘元年二月五日裏書)
- 。騎馬者不可勝計、(小右記、寛弘八年二月十五日)
- 。叙位可被停者也、(御堂関白記、寛弘四年正月三日)
- 。年来奉仕為表志也、(同、寛弘八年十二月七日)
- 。是所仏神助也、(同、長和元年二月二日)
- 。是昨一昨日依物忌也、(同、長保二年正月四日)
- 。下官分配之故也、(兵範記、長承元年十二月三十日)

2 仮名文学語文法の混在

次に、仮名文学語の文法に従うと見られるものには、次がある。
 名詞では、形式名詞に「次(ついで)」「程(ほど)」「様(やう)」「由(よし)」など、仮名文学語と共通するものがある。

- 。上表返給次賜一階、(御堂関白記、寛弘二年七月二十一日)
- 。盃巡下程、在殿上人座、(同、寛弘五年正月二十五日)
- 。宮被仰様、…、(同、寛仁元年八月四日)

件事被行様余申也、(同、寛弘三年七月十五日)

。而大外記善言申引御馬由、(同、寛弘元年正月十一日)

連体詞「かかる」・副詞「かく」は、漢文訓読語の「如此(カクノゴトシ)」に対応する。

。時々、事云人也、(御堂関白記、長和元年正月二十七日)

。早朝左衛門督許かくいひやる、(同、寛弘元年二月六日)

接続詞では、「されば」などの例がある。

。されは早其後催前駈、(殿暦、康和四年十一月二十五日)

助動詞では、使役・尊敬の助動詞に仮名文学語系の「す」などが見える外、

。主上御箸をならさせたまふ、(殿暦、康和五年十一月十七日)

否定の助動詞の連体形に、

。然者やをらオキテならさぬ、カよキナリ、(殿暦、康和四年八月十三日)

など、仮名文学語系の語形が存する。

助動詞では、仮名文学語で普通に用いられる係助詞「か」「ぞ」「や」「こそ」の例がある。

。参議誰か候、(後二条師通記、寛治七年正月五日裏書)

。我も佐曾思、(御堂関白記、寛仁元年四月二十六日)

。笠へ如本^{ニヤ}候^ふ、不審也、(後二条師通記、寛治七年正月五日裏書)

。有本意所為にこそあらめ、(御堂関白記、長和元年正月十六日)

接続助詞「ど」は、専ら仮名文学語に用いられるものである。

。仍三日無着馬場思侍りしかと、源大納言などの尚可着由相示侍りしか着侍り云々、(御堂

関白記、寛仁二年三月二十四日裏書)

又、同じく接続助詞「て」にも、仮名文学語系の用法の事例が存する。

。今日カラミクルシクテ不参御前、(殿暦、天仁元年六月二十二日)

。南面にて有此事、(同、長治二年二月八日)

次の「ままに」もこれに準ずる。

。スフルマ、ニ各食了、(殿暦、康和五年十一月十七日)

次などの終助詞「ものを」も普通仮名文学の用語である。

。其詞云、人有志けるものをと云々、(御堂関白記、長和二年四月十四日)

尚、用言・助動詞の連体形に承接する格助詞乃至接続助詞「を」も又、普通には仮名文学語に見られるものである。

。使者仁久るを捕留給禄云々、(御堂関白記、寛弘六年七月七日)

。今日朝間参^マ太内思^フるを、依此修善不参入、(同、寛仁二年五月十三日)

次の助詞「に」なども同様と見られる。

。暫も可候侍りつるを、承御心地非例由天、久候^{せむ}に^に有憚天、早罷^{なり}つる、(御堂関白記、寛仁二年五月十三日)

これらの助詞は、漢文訓読語では、通例名詞を承けて格助詞として使用されるようである。副助詞「など」も通常仮名文学語で用いられるものである。漢文訓読語には、これに対応するものとして「ヲ」がある。

。左衛門督なとと登山、(御堂関白記、長和元年正月十六日)

かように、時に仮名文学語の文法に従うと見られる表現も存するのであるが、それらは主として仮名表記の文章に見えるのであって、しかも、漢文訓読語の文法に従うと見られる事例に比して著しく少ないのである。しかして、それらには、会話など、口頭語を記載した事例が多い。

3 記録語の文法

更に、記録体の文章に広く見出されるもので、しかも、漢文訓読語・仮名文学語いずれの文法に従うとも認められない事例がある。

先ず、名詞では、形式名詞に記録語独自と認められるものが多い。「間ヘアヒダヘ」「上ヘウヘ」「事ヘコトヘ」「状ヘジャウヘ」「条ヘデウヘ」「処ヘトコロヘ」などがそれである。

。大将取盃間、一座六人部仲信立座、(御堂関白記、寛弘元年二月五日)

。懷忠朝臣為左中弁之上、又行装束事、(小右記、天元五年正月十日)

。而今年有旱魃事、(御堂関白記、寛弘元年八月二十二日)

。令申所勞相扶可参入之状了、(小右記、寛弘二年正月十八日)

。如此不静条極不便歟、(殿曆、康和四年八月二十九日)

。而被尋前例外、去永観例如此、(御堂関白記、寛弘三年十二月二十九日)
助動詞では、尊敬のそれに「令ニ給ヘシメタマフヘ」がある。

。不参も又令参給、只同ト也、(殿曆、康和五年十一月二十九日)

助詞では、疑惑表現に用いる終助詞「歟ヘカヘ」などがある。

。是不知公事歟、(御堂関白記、長保二年正月一日)

。定有所思歟、(同、寛弘二年七月二十一日)

。若是狂歟、若醉歟、(同、寛弘四年閏五月三十日)

これらの場合、語自体は、漢文訓読語・仮名文学語いずれかに、若しくは位相語に共に、その多くが存するのであるが、その用法が記録語独自と言ふべきものである。

これらの外に、古記録で記主の評言として用いられる疊語表現、

。上達部皆以送袴、甚以神妙、返為恐ハ、(御堂関白記、寛弘元年二月五日裏書)

御出間不降、感悦ハ、(同、寛弘二年三月八日)

なども、記録体の文章の特色を形成するものと言ふことができる。又、次なども同様のものである。

。何物打覆哉、無心又無心、(御堂関白記、寛弘七年正月十五日裏書)

「…之至(…ノイタリ)」なども古記録の文章に見える常套表現である。

。今度預此恩、誠是拙賞之至也、(水左記、承保四年閏十二月六日裏書)

4 和漢混淆文型と記録文型

最後に、漢文訓読語文・仮名文学語文いずれにも見出し得ない、古記録など、記録体の文章に特有の構文が存在する事実を指摘して置きたい。

先述の如く、記録語文に漢文訓読語・仮名文学語それぞれの用語が混在しているということであれば、次に、当然のことながら、両者の結合に基づく、用語・構文の混淆、更には構文自体の混淆などの成立が予想されるであろう。

。件事被行欄余申也、(御堂関白記、寛弘三年七月十五日)

。是マツラジキ事也、(殿暦、康和五年十一月二十九日)

而可来之由ヲ示送テ不来条、不得心事歟、(殿暦、康和五年十二月九日)

〔備考〕―は仮名文学語(和文)、Ⅱは漢文訓読語(漢文訓読文)、―は記録語(変体漢文)の用語又は構文要素。

その最も典型的なものは、言わば「和漢混淆文型」とでも称すべき構文の存在である。例えば、

「何様…哉(いかように…ヤ)」などがそれである。

。而何様、可候哉、(殿暦、康和三年四月三十日裏書)

「何様(いかやうに)」は仮名文学語、「…哉(ヤ)」は漢文訓読語の用語なのであるが、この構文自体は、兩位相語いずれにも見出し得ないはずのものである。山口佳紀氏は、『今昔物語集』の文体に関する考察を通して「不可…由(ベカラザルよし)」を変体漢文特有の言い回しと説かれ

たが、これも右に準ずる和漢混淆文型と言うことができよう。このような観点に立てば、先に示した「令…給(シメたまふ)」もその例の一つになる。しかして、そのような文型は、平安時代においては主として記録体など、変体漢文の文章中に求め得るという訳である。

陳述副詞「縦(タトヒ)」は、「雖(トイフトモ)」と結合して、「縦雖(タトヒ…トイフトモ)」という構文を構成する。

。縦、雖、美色既乖前例、(小右記、正暦四年四月十五日)

二語共に漢文訓読特有語であるが、その構文自体は、記録体の文章に特有のものと認められる。漢文訓読語でこれに相当する構文は、「タトヒ…トモ」であり、仮名文学語におけるそれは、「…とも」なのである。これは、変体漢文における表記様式上の一特徴と言うに止まらず、記録語における構文上の特徴の一つに数えることができると思う。山口佳紀氏が変体漢文の特徴を示すものとして既に指摘されたところであるが、「以…令…(…ヲモテ…シム)」も同様である。

。依之以道方朝臣令奏事由、(御堂関白記、長保元年九月十八日)

漢文訓読語の構文では「…ヲシテ…シム」、仮名文学語のそれでは「…して(にて)…(さ)す」がそれに相当しよう。陳述副詞「若(モシ)」は、仮名文学語では「もし…や…」の構文で仮定表現に用いられるのに対して、記録語では、先に例示したように、「若…歟(ヘモシ…カ)」の構文で疑惑表現に使用されるということもある。これらの文型は、記録語特有のものであって、「記録文型」と称することができようかと思う。

会話文引用の文型は、漢文訓読文では「イハク、…(ト)」、和文では「いふやう、…(といふ)」、記録体など、変体漢文では「云、…者(イハク…テヘリ)」が一般的であるが、

。左衛門督云、夜部二星会合見侍りしと、(御堂関白記、長和四年七月八日)

。宮被仰様、我此東宮何止之哉、以誰令聞、若参哉、(同、寛仁元年八月四日)

。被命云、為申停春宮事聞消息、立寄事慶申者、(同、寛仁元年八月六日)

中に、それら文体相互の混淆文型も存するのである。

。命給様、宮不快、左大臣任心者、(御堂関白記、寛仁元年八月六日)

右は、言わば、和文型と記録文型の混淆したものと言いうことができる。尚、語結合の上で同様のものに、次などを挙げることできようかと思う。

。其後不経、幾程入滅、(水左記、承保四年八月九日)

。且又令権左中弁内覧、(権記、寛弘八年十月十九日)

。兼又可祈禱仏神、(小右記、長徳三年十月一日)

。可有乎可無乎如何、(同、長保三年二月十九日)

注1 山口佳紀「今昔物語集の文体基調について」(『国語学』67、昭和41年12月)

注2 山口佳紀「今昔物語集に於ける「以テ」の用法」(『人文科学科紀要(東京大学教養学部)』46、昭和43年12月)

変体漢文(国語学叢書11)

定価二五〇〇円

昭和六一年四月二五日 初版印刷
昭和六一年五月五日 初版発行

著者 峰岸 明

発行者 澄田 讓

印刷所 図書印刷株式会社

製本所 渡辺製本株式会社

発行者 株式会社 東京堂出版

東京都千代田区神田錦町三ノ七(〒100)
電話 東京 三三局七四一 振替 東京 二二六〇

著者略歴

昭和一〇年(一九三三)生まれ。東京教育大学大学院博士課程中退。現在、横浜国立大学教育学部教授。文学博士。

編著書——『寛永三年版吾妻鑑巻第二漢字索引』『平安時代古記録の国語学的研究』ほか。

現住所——(〒100)東京都保谷市東町三一七—一五